労 働 保 険 事 務組合 労 第 務 協 会

京都市西京区嵐山宮ノ北町8番18 TEL. (075)864-3336 FAX. (075) 864 - 3367

〒616-0025

光 社会保険労務士 木 事 務 所

2

急がれる企業の対策

カスハラ条例施行、国も立法化

y

þ

术

ます。 管理上 もに、 出する予定です。 労働施策総合推進法を通常国会に提 けた自治体や国の動きが加速してい ラスメント 悪質なクレームなどカスタマーハ が4月1日から施行されるとと 一の措置義務を盛り込んだ改正 東京都の 政府はカスハラについて雇用 (カスハラ) 「カスハラ防止条 の防止に向

その業務に関して行われる著しい迷 とカスハラ禁止を規定。 いて、カスハラを行ってはならない 第4条で 点に特徴があります。 者が職場内に限定されますが、 ハラの加害者は外部の第三者である セクハラ、 顧客等から就業者に対し、 何人も、 パワハラ等は主な行為 あらゆる場にお 東京都は条例 カスハラの カス

ればならない」と規定。

従業員を守

るために

「現場責任者等が対応を代 顧客等から就業者を引

つ適切な措置を講ずるよう努めなけ

の中止の申し入れ、

その他の必要か

当該行為を行った顧客等に対し、 就業者の安全を確保するとともに、

づくりも急がれます。

き離す、 わった上で、

あるいは、

弁護士や管轄

す。 由がない過度な要求、 ③就業環境を害する、 迫その他の違法な行為又は正当な理 をすべて満たすもの 客等から就業者 もの」としています。 不当な行為」と規定しています。 惑行為であって、 企業の対応については 著しい迷惑行為とは ②著しい迷惑行為 就業環境を害する がカスハラで 暴言その他 の3つの要素 つまり① 一暴行、 「速やかに

の作成、 周知 員のメンタル面のケアを含めた体制 初期対応の方法や手順(マニュアル 取り扱いの禁止の周知 保護に必要な措置を講じて就業者に 応の実施 スハラ禁止の方針の明確化と周 警察と連携を取りながら対応するな 用談窓口の設置 さらに、 ないようにすることが求め 基本姿勢の明確化と周知 (ガイドライン) としています。 就業者への被害がこれ以 (6) 用談を理由とした不利益な を挙げています。 ⑤相談者のプライバシー ①カスハラ対策の基本方 ④適切な相談対 ⑦現場での 被害従業 上継続 ② 力 られ 知



65歳定年制を導入し、中高年の人材確保に注力 第14回

どう向き合う

戦力化と 生産性向上を目指して

見直し、65歳定年制と70歳までの 結するベテラン社員の施工管理技 ます。電気設備工事の施工力に直 設業全体で人員不足が大きな問題 継続雇用制度を導入しました。建 定年制・65歳までの再雇用制度を 2021年4月より従来の60 解決策の一つではないかと考えた 術者の力をもっと引き出すことが 確保は大きな経営課題になってい になっていますが、同社も人材の 電 気設備工 事大手のA社 歳 は

与が下がったのにどうして同じよ

事の内容も現役世代のサポー 歳時点の7割の水準に設定し、 来の再雇用制度の賃金は 仕 60

からです。

います。今回は定年年齢を印歳からの就業機会の確保を努力義務として ベテラン社員の活性化を図っている電 術者の中途採用を積極的に実施し、 65歳に延長するとともに、 正高年齢者雇用安定法では70歳まで 気設備工事会社の事例を紹介します。 などを担ってもらっていました 50代の技

賃金が3割下がるため、 「給

高齢者雇用が注目されています。改 (手不足解消の方策の1つとして びることで人件費は増えますが る場合、以前は給与が下がったこ 長も年上の社員に仕事をお願いす 陣も理解してくれた」と言います。 合った力を高齢層が発揮し、 同社の人事担当者は「それに見 も継続できます。定年が65歳に延 任者が限定される場合は60歳以降 ことだと経営トップを含めた経営 に貢献してくれるのであれば良い 65歳定年制になって以降、 会社

給与100%保障の65歳定年に移行 人手不足解消とベテランの活性化

外れる役職定年を設けています 点の 歳まであります。 は65歳まで上がり、定期昇給も65 もあったそうです。 はなく昇給・昇進もあり、 うな仕事をさせるんだ」という声 新制度の給与と賞与は60歳時 100%を保障するだけで 部長職は60歳で 昇給額

ける上にプラス5年当社で働けま たようだが、今は業務指示もしや とで頼みにくく、遠慮が働いてい わずかですが、65歳まで普通に働 が、応募者が増えているそうです。 50代の中途採用も行っています です。また、資格と経験を持つ すくなった」(人事担当者)そう 52~53歳で入社しても定年まで

> す。 てもらっている」と言います。 65歳以降の継続雇用制度は基 中途採用の応募者にも評価

が、部署や専門性などの事情で適

異なりますが、平均値は現役世代 準を設定し、さらに個々人の役割 の70%程度になります。 に格付けし、役割・責任に応じて 責任のレベルを 4段階のいずれか 職階ごとに65歳時点の55~80%水 70歳にスライドしたもの。処遇は、 本的には従来の再雇用制度を65~

り合わせながら個別に対応するよ うにしています。 週3日勤務など職場のニーズとす に携わっている人もおり、 担当や内勤業務など後方支援業務 す。その場合は、 ルタイム勤務が難しい人もいま 分以上が再雇用されています。 や上のレベルの評価を基準として えている者」とし、真ん中よりや が、規定に定める具体的評価を超 去3年間の能力行動評価の平均 いますが、実際は希望した人の半 また再雇用者の要件として「過 安全管理の教育 例えば